

議案第 42 号

行政不服審査会の事務の委託に係る協議について

行政不服審査会の事務を神奈川県に委託するに当たり、同県と別紙のとおり協議することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項に規定する機関の権限に属された事項に関する事務を神奈川県に委託するに当たり、同県と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定による協議をする必要があるので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

行政不服審査会の事務の委託に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、行政不服審査会に関する事務を次の規約により委託するため、神奈川県と協議するものとする。

箱根町と神奈川県との間における行政不服審査会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 箱根町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項に規定する機関の権限に属させられた事項に関する事務を神奈川県（以下「乙」という。）に委託する。
（管理及び執行の方法）

第 2 条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、行政不服審査法、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）、神奈川県行政不服審査会条例（平成 28 年神奈川県条例第〇号）又は神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成 28 年神奈川県条例第〇号）に定めるもののほか、乙の長が定めるところによる。

（経費）

第 3 条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

（条例改正の場合の措置）

第 4 条 委託事務に適用される乙の条例の全部又は一部が改正された場合においては、乙は当該条例を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第 5 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。